

# 橋りょう工事完成図書等作成保存の手引

平成31年3月

埼玉県県土整備部

# 橋りょう工事完成図書等作成保存の手引

## 1. 手引の趣旨

この手引は、県管理橋りょう（以下「橋りょう」という。）の適切な維持管理が行われることを目的として、工事完成図書等の作成、保存について定めた「橋りょう工事完成図書等作成保存要綱」（以下「要綱」という。）の運用上の細目を示したものである。

## 2. 工事完成図書等の保存媒体と納品数量

要綱第4条に示された電子化後納品における、保存媒体と納品部数及び保存媒体のラベルは埼玉県電子納品運用ガイドラインによるものとする。次にガイドラインに示されたものを抜粋する。

保存媒体：CD-R（書き込みが一度しかできないもの）

納品部数：正、副 各1部納品

## 3. 電子化された工事完成図書等の納品時期

作成した電子データの保存媒体は、工事目的物引渡しと同時に納品する。

## 4. 特記仕様書の記載例

要綱第4条に示された特記仕様書への記載例は次のとおり。

### （工事完成図書等の納品）

第 条 本工事は、橋りょう工事完成図書等作成保存要綱（平成31年3月）に従い、工事完成図書等の作成及び納品を行うものとする。なお、内容に疑義がある場合は監督員と協議するものとする。

## 5 . 工事完成図書等の種類と保存形式

要綱第3条に示された、「特に保存が必要である書類」と電子データの保存形式は下表のとおりとする。

番号	書類名	保存形式	備考
	完成図面	PDF と SXF(sfc)形式	標題上部に「完成図」と記入する。
	工事写真	ガイドラインに従う	埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づき作成する。
	使用材料リスト	PDF とオリジナルデータ	使用材料のパンフレットを含む。 橋様式1号を使用する
	数量計算書	PDF とオリジナルデータ	変更分も含めて全て。 様式は発注時のものに従う。
	出来形管理表	PDF とオリジナルデータ	様式は問わない。
	品質管理表	PDF とオリジナルデータ	様式は問わない。
	構造計算書	PDF とオリジナルデータ	変更が生じた場合のみ必要。 様式は問わない。
	橋りょう台帳	オリジナルデータ	記載可能な範囲を記入する。 道路台帳統合システムの様式を使用する。

埼玉県土木工事共通仕様書 1 - 1 - 1 - 2 6 に示された工事完成図書に含まれる。

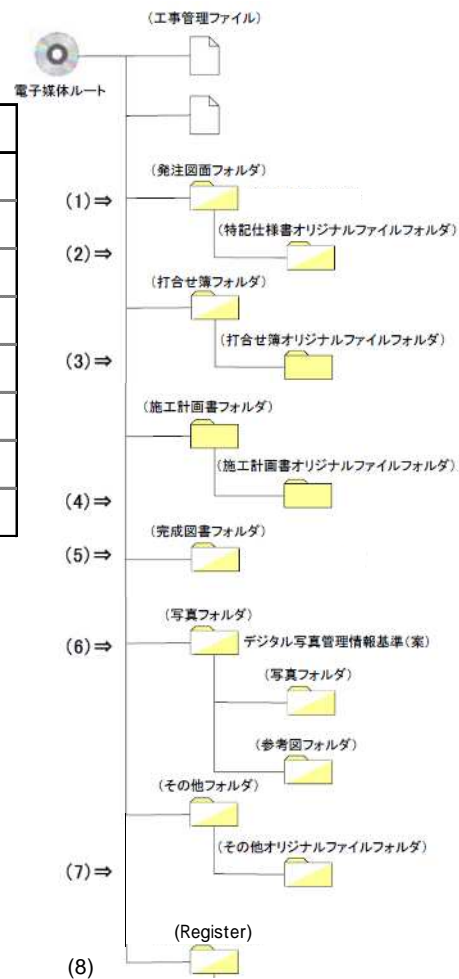
- ・各書類の電子化に当たっては、「7 . 各書類作成の注意事項」に従い作成する。

## 6. 電子データの格納 【受注者作業】

納品する電子化された工事完成図書等は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」で定められたフォルダ内に保存する。

要綱に定められている書類の格納先は次の通りとする。

書類種別	格納先
完成図面	(5)
工事写真	(6)
使用材料リスト	(3)
数量計算書	(7)
出来形管理表	(3)
品質管理表	(3)
構造計算書	(7)
橋りょう台帳	(8)



## 7 . 簡易電子納品保管管理システムへの登録 【発注者作業】

### 7 - 1 作業内容

電子媒体（CD-R など）にて納品された工事完成図書等の電子データは、「簡易電子納品保管管理システム」に登録すること。「簡易電子納品保管管理システム」に登録する際には、橋りょう名を入力すること。

登録時に橋りょう名が決定していない場合は仮称でもよいものとする。橋りょう名が決定した段階で名称変更を行うこと。

「簡易電子納品保管管理システム」への登録は工事執行管理システムの連携番号でフォルダが作成されるため、橋りょう名のフォルダを作成すること。

### 7 - 2 作業者

簡易電子納品保管管理システムへの登録は、工事目的物引渡し後、担当監督員が遅滞なく行うこと。

橋りょう名のフォルダ作成は所管課担当にて行うものとする。橋りょう名などが決定した段階で、事務所から所管課担当へ連絡すること。名称の変更作業は所管課担当で行うものとする。

所管課担当とは、

新設工事（側道橋を除く）の場合、道路街路課橋りょう担当、  
補修、耐震補強工事の場合、道路環境課防災担当、  
側道橋新設工事の場合、道路環境課交通安全施設整備担当である。

### 7 - 3 注意事項

橋りょうを新設した担当から、橋りょうを維持管理する担当へ引き継ぎを行う際に、登録が完了していることを双方で確認すること。

7 - 4 作業内容・作業者まとめ

作業内容と作業者は下表のとおり。

項目	作業内容	作業者
登録	納品された電子データを簡易電子納品保管管理システムへ登録する。	担当監督員
橋りょう名フォルダ作成	簡易電子納品保管管理システム内に橋りょう名が書かれたフォルダを作成する。	所管課担当
橋りょう名のフォルダへショートカットを格納	橋りょう名が書かれたフォルダに、対象となる電子納品されたフォルダのショートカットを格納する。 ショートカットの名称を工事内容が分かるよう変更する。	所管課担当
橋りょう名のフォルダ内でリストを作成	橋りょう名が書かれたフォルダに、電子納品された工事がわかるようリストを作成する。	所管課担当
仮称から本名称への変更	登録案件一覧内の名称とフォルダ名の変更を行う。	所管課担当

所管課担当とは、  
 新設工事（側道橋を除く）の場合、道路街路課橋りょう担当、  
 補修、耐震補強工事の場合、道路環境課防災担当、  
 側道橋新設工事の場合、道路環境課交通安全施設整備担当である。

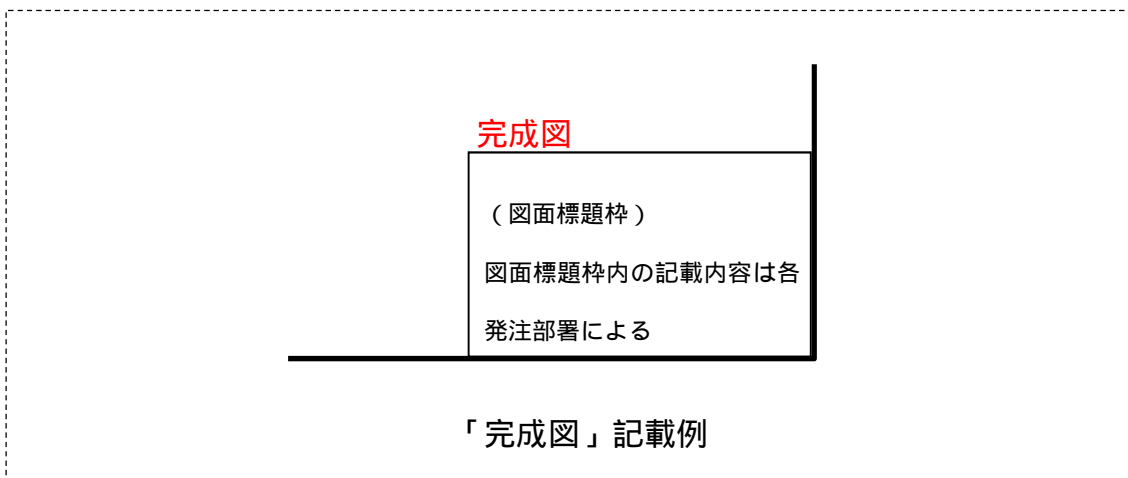
## 8 . 各書類作成の注意事項

### 8 - 1 完成図面

完成図面とは、受注者が、当初設計図面、変更設計図面、参考図面（必要に応じて）について、埼玉県土木工事共通仕様書等に基づき、工事目的物の完成状態を記録したものである。

出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を設計図に表示した出来形管理図面も完成図面として扱う。（以下「完成図面」という。）

完成図面は、図面右下にある標題の上側に赤字で「完成図」と記載すること。（位置については下図を参照）なお、図面標題枠内の記載内容については、各発注部署によって異なるため、手引では統一しない。「完成図」のフォント、文字の大きさは、図面タイトルの記載文字と合致させること。



完成図面は、発注図面を基に作成する。工事目的物完成後の維持管理を考慮し、下表に示す図面は少なくとも作成すること。なお、工事によって作成不要な図面もあることから監督員と協議すること。（例えば、下部工事において塗装管理図などは不要となる場合がある。）

図面種別	内容	注意事項
全体一般図	側面図、平面図、断面図など	図面には高さ関係（桁高、桁下高、路面高等）、設計条件のほか土質調査を行っている場合は主要箇所の柱状図（他の図面でもよい）を記入する。
構造一般図	下部構造一般図 上部構造一般図など	図面には、構造物の仕様、形状寸法を記入する。
構造詳細図	構造物の位置関係、形状寸法、材質、規格、数量などを理解するために必要な図面で、鋼桁、支承、伸縮装置の詳細図、RC 躯体の配筋図など	(1)コンクリート構造物の場合は配合条件（構造一般図でもよい）、鉄筋表をつける。 (2)鋼材は形状寸法、数量のほか材質が分かるようにする。また特殊な材料を使用する場合、記入する。 (3)PC 橋の場合、緊張管理図やグループ管理図表を含む。
添架物関係図	添架物の配置、橋りょうとの関係を表した図	(1)管理区分を記入する。決定していない場合は、「管理区分未決定」と記入する。 (2)橋体、パラペットとの関係を詳細に記入する。
塗装管理図	塗装仕様別に範囲を表した図	塗装範囲及び塗装仕様を図面に記入する。



## 8 - 2 工事写真

工事写真は埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づき作成すること。

## 8 - 3 使用材料リスト（橋様式1号）

使用材料リストは、次の様式で作成すること。

橋様式1号						
使 用 材 料 リ ス ト						
工 事 名 :						
橋りょう名 :						
番 号	使用材料	規格	製造会社	使用箇所	過去に使用し た橋りょう	備考

記載に関する注意事項は次のとおり。

- ・橋りょう名が決定していない場合、仮称でも可とする。
- ・不足する場合、行を追加して使用すること。
- ・番号は材料承諾書と合わせる必要はない。
- ・過去に使用した橋りょう欄については、埼玉県内に限らず知りうる範囲で記載してよい。（例： 線 橋）

#### 8 - 4 数量計算書

数量計算書は工事目的物が完成した段階の数量を全て反映させたものとし、様式は発注時のものに従うことを基本とするが、特に定めはない。

#### 8 - 5 出来形管理表

出来形管理表は出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した表とする。

様式は問わない。

#### 8 - 6 品質管理表

品質管理表は品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理した結果を記録した表とする。

様式は問わない。

#### 8 - 7 構造計算書

構造計算書は施工中に変更が生じ、工事目的物に係る構造計算の再計算を行った場合のみ作成し、提出する。

様式は問わない。

#### 8 - 8 橋りょう台帳

橋りょう台帳の記載内容で、記載可能な範囲を記入する。

様式は、道路台帳統合システムの様式を使用する。受注者は監督員から様式を受け取ること。

要綱第6条のとおり、橋りょう工事が複数工事、複数年にわたる場合、橋りょう完成年度の担当監督員が橋りょう台帳のまとめを行い、完成させること